（7）生涯学習委員　　1名

7. 事項に掲げる世話役は各組から選出する。

（1）組世話役

（2）組婦人世話役

（3）監査委員

（その他世話役）

8. 宮総代・寺総代については、氏子・檀家内で選出する

（役員の任期）

第4条　役員及び係りの任期は、2年とする。ただし、職務を代行等した場合はその役職の残任期間とする。ただし、改選日までは前任者が職務を執行する。

2. 役員は、前項の規定に係わらず、第3条第1項(1)から(6)に定める同一役員の再任は、連続2期までとし、その任に当たる事を免ずる事とする。区長に於いては、連続3期以上特別の事由がある場合は、評議員が協議し役員会・総会の承認後、本人の了解を得た上で議決事項として承認するものとする。

（役員及び係りの選出方法）

第5条　役員を選出する場合は、選挙管理委員は、評議委員長を委員長とし他2名を任命する。選挙管理委員は、区役員選出選挙業務を執行する。

2. 戸主は区役員に立候補することが出来る。ただし、同一の役員に複数の立候補者がある場合は選挙によって選出するものとする。

3. 役員に立候補が無い場合は、総会に於いて選出する。この場合の扱いとして区居住戸主（代理出席・可）の3分の2以上の出席を必要し、出席者全員により選出する。ただし総会の合意に基づき指名推薦の方法による事も出来る。

4. 役員の選出にあたり（投票の結果）同数の場合は、再選挙もしくは議長裁量に委ねる。

5. 評議員の選出に当たっては、補充員を置くものとする。評議員に欠員が生じた場合は、総会の承認を得て残任期間その任に当たるものとする。

6. 役員の選出は第3条に規定する区長から順次選出する。区長が選出されたのち2役（副区長・会計）の選出に当たっては、区長の指名推薦の選出方法を取る事が出来るものとする。

7. 第3条6項の(1)から(7)までの各委員の選出方法は、区長に委ねるものとする。

8. 各組の世話役は各組事で選出する。

（役員の職務）

第6条　区長は、区を代表する、区の自治行政を積極的に統括すると共に、総会及び、役員会を招集し、その主要な記録を区長の責任に於いて記録保存する。

2. 副区長は、区長を補佐し、区長に事故が有る時は職務を代行する。役員会及び、総会の司会を努める。

3. 会計は区長の指揮の基づき区会計を処理統括する。